

○一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備が自動的に送信又は受信する識別符号を管理する者を定める件（平成二十年総務省告示第四八一号）を廃止する告示案 新旧対照表

（傍線部分が変更箇所）

改正案

現行

（廃止）

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の二第二号の規定に基づき、一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備が自動的に送信又は受信する識別符号を管理する者を次のように定める。

一 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二の二第一項第一号に掲げる事業の区分について登録を受けた登録証明機関

二 電波法第三十八条の二の二第一項第一号に掲げる事業の区分について承認を受けた承認証明機関

三 電波法第三十八条の二の二第一項第一号に掲げる事業の区分と同一の区分について登録を受けた登録外国適合性評価機関（特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第二十九条に規定する者をいう。）